

平成29年2月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	高山運輸倉庫株式会社 代表者都筑雅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県吾妻郡高山村中山5602 (本社営業所) 群馬県吾妻郡高山村大字中山5603-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年12月21日及び平成28年12月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社房総エキスプレス 代表者溝口篤志
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県君津市鎌滝717-4 (木更津営業所) 千葉県君津市法木作1-5-16
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 285日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年1月26日及び平成28年1月27日他、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運賃料金、運送約款の掲示義務違反(運送法第12条第1項)、(3)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(4)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(5)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(6)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(8)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(10)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第4項)、(11)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(12)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(13)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(14)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(15)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(17)事故の未届出(運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 29点 当該事業者の累積点数 29点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社安全オートサービス 代表者湯志堅
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区浮間4-32-20 (千葉営業所) 千葉県香取郡多古町高津原1162-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成28年12月19日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)